

※当社販売「歯科訪問診療ソフト+データベース/居宅療養管理指導算定ソフト」
ご使用医院様は必ず期日までに届け出をしていただきますようお願いいたします。

(介46)

平成26年8月20日

都道府県医師会
介護保険担当理事殿

日本医師会常任理事
鈴木邦彦

介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直し等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

介護給付費等のインターネット請求化につきましては、これまでもご案内申し上げてきたところですが、本年8月15日付けで「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」が公布、施行されることとなりました。

これに伴い、介護サービス事業所から審査支払機関に対する請求方法のうち、「伝送」については、これまでISDN回線によることとされてきましたが、審査支払機関に対し別添様式による届出を行うことにより、本年11月以降、インターネット回線による請求が可能となります。(本年8月より、各事業所の請求用ID申請および電子証明書発行申請が開始されております。) また、現行のISDN回線による請求を行うことのできる期間は、平成29年度末までとなります。

なお、現行において、一定の事業所につきましては紙媒体による請求も認められているところですが、下記のいずれかに該当する事業所につきましては、

平成29年度末までに審査支払機関に対し別添様式による届出を行うことにより、平成30年度以降も紙媒体による請求を行うことが可能となりますのでご留意くださいますようお願い申し上げます。

○支給限度額管理が不要なサービス※1種類のみを行う事業所

※居宅療養管理指導(予防含む)、特定施設入居者生活介護(予防含む短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護(予防含む短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○支給限度額管理が必要なサービス1種類のみを行う事業所

○支給限度額管理が不要なサービス1種類および支給限度額管理が必要なサービス1種類を行う事業所

○施設サービス(介護福祉施設サービスおよび介護保険施設サービスをいう。以下同じ。)のみを行う50床未満の介護保険施設

○施設サービスおよび支給限度額管理が不要なサービス1種類を行う50床未満の介護保険施設

○施設サービスおよび支給限度額管理が必要なサービス1種類を行う50床未満の介護保険施設

○施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス1種類および支給限度額管理が必要なサービス1種類を行う50床未満の介護保険施設

○従業者の年齢が平成29年度末において、いずれも65歳以上である事業所(インターネットによる請求、電子媒体による請求を行える体制を有する者を除く。)

ただし平成29年度末において65歳未満の従業者が新たに従事することとなった場合は、その旨を審査支払機関に届出を行い、届出を行った月およびその翌月に限り、紙による請求を行うことができる。

上記の事業所に加え、電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合、設備やソフトウェアの導入作業中の場合、改修工事中の場合、事業の廃止等を計画している場合、その他特に困難な事情がある場合については、あらかじめその旨を審査支払機関に届出を行うことにより、その間は紙媒体による請求が可能となります。

また現在紙媒体による請求を行っている医療機関が今後電子媒体による請求を選択する場合に資するべく、先般、国民健康保険中央会より、介護電子媒体化ソフトが無償リリースされております。(詳細は、本年7月3日付(介27)「介護報酬請求時に利用可能な簡略版介護電子媒体化ソフトの無償配布について」をご参照下さい。)

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただくとともに、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

**【請求省令附則第二条による免除届出書】の書類提出締め切りは、
平成30年3月31日迄 (2017年/平成29年・年度末迄です。)**

※ 上記締め切りを過ぎると、届出の受付をしないとのこと

【関連情報】

■介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直し等について(Adobe PDF)

http://www.yamaguchi.med.or.jp/kaigo/26kai_46.pdf

○ 請求省令附則第二条による免除届出書(PDF)

http://www.saikokuhoren.or.jp/pdf/kaigo_62.pdf

○ vol388 別添様式(エクセル形式:67KB)

www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/060300/...d/.../vol388date.xls

メデュケーション株式会社
TEL03-3579-6548 FAX03-5944-4052
meskk2005@yahoo.co.jp

免除届用紙: サンプル

電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出について（平成12年2月15日/23日介護保険制度施行準備室事務連絡）

1. 介護給付費等に関する費用の請求

(1) 指定居宅サービス事業者等は、介護給付費等に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）を提出しなければならない。

なお、電子情報処理組織による請求をISDNによって行うことができる期間は、平成30年3月31日までとする。

(2) 次に掲げる事業所等については、(1)にかかわらず、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。）に定める帳票を用いて介護給付費等の請求を行うことができる。

① 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成30年3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの

イ 支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用以外）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）をいう。以下同じ。）一種類のみを行うサービス事業所

ロ 支給限度額管理が必要なサービス一種類のみを行うサービス事業所

ハ 支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所
ニ 施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）のみを行う50床未満の介護保険施設

ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設

ヘ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設

ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設

（以下略）